



教育支援センターだより

6月号 令和8年度 第3号

令和8年 6月18日発行(通算195号)

鴻巣市立教育支援センター

〒369-0133 鴻巣市小谷1890地1

TEL 048-569-3181

FAX 048-569-1773

花かおり
緑あふれ
人輝くまち
こうのす



- 教育相談事業
- 適応指導教室事業
- 特別支援教育事業
- 研修事業

校内教育支援センター「With(ウィズ)」の増設

指導主事 米川 晃司

学校生活の中で、「教室に入ることがつらい」「集団の中で過ごすことに不安を感じる」といった思いを抱く子どもは、決して特別な存在ではありません。そうした子どもたちが、無理をせず、自らのペースで安心して学習及び学校生活を送り、学校とつながり続けられる居場所として、本市では校内教育支援センター「With(ウィズ)」の取組を進めています。

本市では、昨年度までに市内6校(小学校2校、中学校4校)に校内教育支援センター「With」を設置しました。さらに、今年度より市内すべての中学校に、校内教育支援センター「With」を増設しました。全ての設置校において、子どもたち一人一人の状況や気持ちに応じた支援が受けられる体制を整え、学校全体で寄り添った支援を行っております。

「With」は、集団生活や学級での活動に不安を感じる児童生徒に対し、自らのペースで安心して学習及び学校生活を送ることができる居場所です。心の安定を図り、「学校の中に安心できる場所がある」と感じられることを大切に、社会的な自立を目指していきます。

ここで「With」について以下のとおりご説明いたします。

1 校内教育支援センター「With」の目的

集団生活や学級での活動に不安を感じる児童生徒に対し、自らのペースで安心して学習及び学校生活を送ることができる居場所を確保して心の安定を図ることにより、生きる力を養うとともに、豊かな人生につながる社会的な自立を目指します。

2 校内教育支援センター「With」の役割

- (1) 安心して過ごすことができる「居場所」
- (2) 児童生徒一人一人のペースで取り組める「学びの保障」
- (3) 児童生徒の気持ちに寄り添う「相談体制」
- (4) 学級や周囲の人々との「つながりの場」

3 校内教育支援センター「With」の開設校

- (1) 開設校
【小学校】田間宮小学校 箕田小学校
【中学校】鴻巣中学校 鴻巣北中学校 鴻巣西中学校 鴻巣南中学校 赤見台中学校
吹上中学校 吹上北中学校 川里中学校
- (2) 開室日時・・・原則 週5日間、1日5時間以上
- (3) 支援体制・・・校内教育支援センター推進教諭等を配置し、個々の児童生徒を支援
- (4) 対象者・・・(1)の開設校に在籍しており、教室での学習や活動に不安や困難さを感じている児童生徒
- (5) 内容・・・教科書やワーク、学習者用端末等を利用した自主学習など

4 校内教育支援センター「With」での過ごし方

落ち着いた環境の中で、子ども一人一人のペースに合わせた学習や、気持ちを整理したり話を聞いてもらったりする時間、安心して過ごすための居場所としての時間を大切にしています。教科書やワーク、学習用端末などを活用した、自主学習を中心に、「今できること」から少しずつ取り組んでいきます。

5 愛称「With(ウィズ)」に込めた思い

「With(ウィズ)」という名前には、「共に一步を踏み出す」という思いが込められています。「一人にしない」「そばにいる」「共に歩んでいく」という願いを大切に、子どもたちに寄り添いながら前へ進んでいきたいという意味を表しています。

【保護者の皆様へ】

お子さんのことで不安や心配があるときは、どうぞ一人で抱え込まず、教育支援センターや学校にご相談ください。校内教育支援センター「With」は、子どものための居場所であると同時に、保護者の皆様と学校をつなぐ窓口でもあります。これからも、家庭と学校が連携しながら、子ども一人一人に合った支援と一緒に考えてまいります。



5月の相談状況 334件

相談内訳		R8. 5月	R8. 4月
相談員等の学校等への訪問		155	78
電話		100	96
相談者来所		79	85

主な相談者別内訳

小・中教職員	85	81
未就学児	66	13
小学生保護者	62	69
小学生	31	22
年長児保護者	31	16

主な相談内容

性格・行動	106	37
不登校	90	77
特別支援	55	77
就学	27	13

シリーズ

0歳～15歳までの一貫した教育の推進 不登校に関する基本的な考え方

「不登校」に対する偏見や理解不足が原因の不適切な発言や対応が、不登校の要因になることや、学校への復帰を妨げることがあります。以下、「教育機会確保法(平成28年成立)」の内容を踏まえた考え方のポイントです。

参考:『一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～』令和6年3月 埼玉県教育委員会

目指すのは

「社会的自立」

1、社会的に自立することを目指す

- ・支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような社会的自立を果たすことです。
- ・学校に登校するという結果のみを目標とはしません。児童生徒が自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。

大きな役割を担うのが

「学校教育」

2、学校教育の役割は極めて大きい

- ・学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会で役立つ生きる力を養う場です。
- ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図ること、既存の学校教育になじめない児童生徒がいれば、なじめない要因の解消に努める必要があります。

誰にでも

起こり得るのが

「不登校」

3、不登校は問題行動ではない

- ・不登校の要因は様々。誰にでも起こり得るのが不登校です。
- ・不登校は甘えでも怠けでもありません。分かっているのに動けないというのが、不登校の児童生徒の心の状況です。
- ・不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこともあります。

必要なのは

「学びの保障」

4、一人一人に合った支援をする

- ・一方、学業の遅れや進路選択上の課題等があることに留意して適切な支援を行います。
- ・必要な支援は一人一人様々であり、またその時々で変わります。
- ・学校への復帰を望む児童生徒もいれば、教育支援センターなど学校外の学びの場を活用するのがよい児童生徒もいます。学校だけで抱え込まず、公共機関や民間機関とも連携します。

6・7月の行事予定

月	日	曜	行 事
6	8	月	1学期さわやか相談室訪問開始
	9	火	Let's教室 調理実習
	23	火	〃 カローリング体験
	25	木	まなびの教室 14:00
7	3	金	Let's教室 ALT授業
	10	金	〃 1学期終わりの会
	15・22	水	小学校入学準備講座(2日間)
	22	水	新任教員研修施設体験研修 8:30
	23	木	まなびの教室 14:00 生徒指導・教育相談中級研修会(1/3)
	24	金	特別支援教育夏季研修会 15:00
	27	月	生徒指導・教育相談中級研修会(2/3)

第1回 鴻巣市就学支援委員会



R8 5/27(水)

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた就学のため、実態を踏まえ専門的な見地から検討・助言を行っています。

